

## 国内の独立リーグに関する取扱要領

日本野球連盟では、国内に存在する独立リーグ及び傘下球団（以下「独立リーグ」とする。）について、今後は以下のとおり取り扱うこととする。

1. 独立リーグは、登録規程第9条の規定に定義されるプロ野球とみなす。
2. 独立リーグ経験者の競技者登録は、登録規程第10条の規定を準用するものとする。ただし、当該独立リーグ球団を退団した翌年度（シーズン）については、競技者登録を認めないものとする。
3. 加盟チームに競技者登録している競技者が独立リーグと契約しようとする場合、以下のとおりとする。
  - (1) 大学（短期大学を含む。以下同じ。）、専修学校、各種学校、高等学校及び中学校を卒業又は中途退学し新規に登録した者は、登録後、次の期間、独立リーグと選手契約を締結することはできない。
    - (ア) 大学、専修学校及び各種学校を卒業又は中途退学した者は2年（シーズン）
    - (イ) 高等学校を卒業又は中途退学した者及び中学校を卒業した者は3年（シーズン）。ただし、前記の者のうち、卒業または中退後、1年（シーズン）以上経過した後に登録したものは2年（シーズン）
  - (2) (1)の定めにかかわらず、登録規程第10条の規定に基づく該当者については、登録後2年（シーズン）の間、独立リーグと選手契約を締結することはできない。
  - (3) (1)の定めにかかわらず、登録規程第6条の規定に基づく該当者については、次のとおりとする。
    - (ア) 制限期間は、在学中の登録年数は通算せず、卒業後（中途退学を含む。）の加盟チーム在籍期間とする。
    - (イ) 卒業年次の競技者については、前項の規定は適用しない。
  - (4) 加盟チームの解散に伴い競技者登録を抹消した者及び活動休止期間中の競技者については(1)及び(2)、(3)の定めは適用しない。
  - (5) 所属しているチームの代表者が独立リーグとの契約を承認する書面を発行している場合については、(1)及び(2)、(3)の定めは適用しない。
4. 加盟チームに競技者登録している競技者が独立リーグが行う入団テストに参加する場合、事前に所属しているチームの代表者の承諾を得なければならないものとする。
5. 独立リーグ所属球団と交流試合については、登録規程第13条を適用するが、同第4項については当該リーグとの協定書による合意に基づくものとし、協定書が交わされていないリーグに所属するチームに対しては適用されないものとする。
6. この取扱要領により難しい場合は、常務理事会で協議し決定するものとする。
7. この取扱要領は、理事会の議決により変更することができる。

### 附 則

1. この取扱要領は、2013年3月1日から施行する。
2. この取扱要領は、2013年10月28日から施行する。